

令和4年度

奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書（令和3年度対象）

令和4年12月

奈良県教育委員会

目 次

はじめに	1
I 点検・評価の概要	2
1 目的	2
2 対象	2
3 実施方法	2
4 審議等の経過	2
II 令和3年度教育委員会の活動状況	3
1 教育委員会会議の開催状況	3
2 教育委員の活動状況	4
3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見	5
III 施策の点検・評価	6
1 第2期奈良県教育振興大綱	6
2 施策の体系	7
3 施策評価シート（点検・評価と対する教育評価支援委員からの評価・意見）	7
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	8-9
(2) 健康教育の充実	10-11
(3) 食育の推進	12-13
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	14-15
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	16-19
(2) 教職員の資質向上	20-21
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	22-23
(4) ICTを活用した教育の推進	24-25
(5) 学校における働き方改革	26-27
(6) 安全安心な教育環境の整備	28-29
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	30-31
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	32-33
4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	34-35
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	36-37
(3) グローバル人材の育成	38-39
(4) 社会教育の推進	40
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	41
(2) いじめ・不登校等への対策	42-43
(3) 特別支援教育の推進	44-46
(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）	47-48
IV 関連資料	49
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ^{抜粋}	49
奈良県教育委員会点検・評価実施要領	50
教育評価支援委員会設置要綱	51

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、令和3年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに当たっては、同条第2項により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この報告書は同法の規定に基づき、県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

奈良県教育委員会

教育長	吉 田 育 弘
教育長職務代理	花山院 弘 匡
委 員	上 野 周 真
委 員	伊 藤 忠 通
委 員	田 中 郁 子
委 員	伊 藤 美奈子

I 点検・評価の概要

1 目的

県教育委員会は奈良県教育の充実に向けて、様々な施策や事業に取り組んでいます。点検・評価は、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を見直すとともに、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として実施しています。

2 対象

次に挙げる項目について、令和3年度の実績に基づき、点検・評価を行いました。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業

3 実施方法

- (1) 県教育委員会の活動状況については、令和3年度の教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検しました。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、令和3年度に取り組んだ事業等を14の施策に分類し、各施策を評価単位として、それぞれの事業等の取組状況を基に「施策評価シート」にまとめました。
- (3) 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験を有する方など外部の方々6名により組織する「教育評価支援委員会」において、御意見・御助言をいただきました。「教育評価支援委員会」の委員は次のとおりです。なお、委員の任期は2年とし、再任は妨げないと定めています。

氏名	所属（職）
石黒 良彦	おおみね法律事務所（弁護士）
大野 裕己（委員長）	滋賀大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻（教授）
小柳 和喜雄 （副委員長）	関西大学総合情報学部・大学院総合情報学研究科（教授）
杉井 潤子	京都教育大学教育学部家庭経営学（教授）
春山 真美	奈良県PTA協議会（会長）
伊瀬 敏史	学校法人奈良学園（理事長）・大阪大学（名誉教授）

（50音順。職は令和4年8月現在のものである。）

4 審議等の経過

- ・令和4年8月31日（水）
教育評価支援委員会会議において、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った結果を示し、御意見等をいただきました。
- ・令和4年10月25日（火）
第7回定例教育委員会において、点検及び評価の結果に関する報告書について承認をいただきました。

Ⅱ 令和3年度教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

(1) 定例会議の開催回数

16回（令和元年度18回、令和2年度22回）

(2) 審議等の内容

・議決事項

審 議 項 目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	20件
委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに市町村立学校（各種学校を含む。）の設置及び廃止	1件
教科書その他の教材の取扱いの一般方針の決定	2件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	1件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	5件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	8件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	1件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	1件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	15件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	1件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	2件
陳情の処理及び争訟に関する事	2件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定による学校運営協議会の設置	2件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	6件
計	67件

・報告事項

（4月人事異動の概要、争訟に関する事、高等学校用教科書の採択等） 17件

・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要、報告書・リーフレット等の作成及び配布等） 62件

2 教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めました。

また、総合教育会議に出席し、奈良県文化振興大綱の改定等に関する協議や、全国都道府県教育委員会連合会、近畿2府4県教育委員協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	4月9日	県立高校開校式
2	7月15日	全国都道府県教育委員会連合会第1回総会 行政説明「学校教育におけるICTの効果的な活用と教員の資質・能力向上」を受けた後、議案「令和2年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「学校教育におけるICTの効果的な活用と教員の資質・能力向上」等をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
3	11月4日	近畿2府4県教育委員協議会 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布による諸対応」、「県立学校における1人1台端末に係る整備状況の現状と課題」について協議、議案の審議を行った。
4	11月16日	教育委員会選奨授与式
5	11月24日	第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 設立総会・第1回総会
6	12月1日	第1回奈良県総合教育会議 「奈良県文化振興大綱の改定について」、「第2期奈良県教育振興大綱の推進について」、「スーパーシティ構想における教育振興について」を議題として協議を行った。
7	1月20日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会 行政説明「令和の日本型学校教育の構築を目指して」、「令和4年予算について」を受けた。
8	1月31日	全国都道府県教育委員会連合会第2回総会 議案「令和4年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「小学校高学年の教科担任制の推進等と学校の働き方改革」を受けた後、「小学校における少人数学級及び教科担任制の導入と効果的活用」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。

3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見

評 価 意 見	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍により、さらなる御苦勞が続くなか、「第2期奈良県教育振興大綱」を推進されていることは大いに評価できる。「本人のための教育」という表現は、当たり前のことではあるが、「誰のための教育なのか」という観点を明確に示している。「子どものため」「社会のため」という限定ではなく、「教育に関わるすべての人自身のための教育」であればと思う。・ICTを活用した教育の推進、高等学校の魅力化など、新たな教育改革の課題が本格化するなかで、県・市町村（各設置校）それぞれの主体的な役割発揮と、全県的な教育の条件整備の充実に向けて、教育行政機関間の対話・課題共有機会の確保が求められる。条件が揃うならば、過年度実施されていた市町村等の視察等、交流機会をあらためて実施いただけるとよい。
---------	---

県教委の 考え方	<ul style="list-style-type: none">・県教育委員会としても、「本人のための教育」を包摂的に捉え、本人のためにどうあるべきかを絶えず考えながら取組を進めていきたいと考えている。・全国都道府県教育委員会連合会や近畿2府4県教育委員協議会に参加し、また、教育長においては市町村教育長協議会や各校長会等に出席し、対話・課題共有機会の確保を行っているところ。いただいた御意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、教育現場である学校や市町村等への視察等の再開を検討していく。
-------------	---

Ⅲ 施策の点検・評価

1 第2期奈良県教育振興大綱

令和3年3月に「第2期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

● 第2期奈良県教育振興大綱の概要

奈良県教育が目指す方向性

本人のための教育

一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行います。

「学ぶ力」をはぐくむ

学びの楽しさを知る

学び続ける習慣・
ものごとの整理整頓をつける

ものの見方・理解の仕方を学ぶ

「生きる力」をはぐくむ

成長段階に応じて「生きる力」をはぐくむ

人との良い関係をつくる力をはぐくむ

リーダーシップ・
地域に貢献する力をはぐくむ

「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむための5つのテーマ

- 1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ
- 2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ
- 3 働く意欲と働く力をはぐくむ
- 4 地域と協働して活躍する人を育てる
- 5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

奈良の学び推進プラン

学ぶ意欲を喚起する

学びを継続する態度を身に付ける

学びを社会に生かす

郷土奈良の歴史・文化・自然

2 施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和3年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第2期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	(1) 就学前教育の充実
	(2) 健康教育の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 体力の向上と運動習慣の定着
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現
	(2) 教職員の資質向上
	(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり
	(4) ICTを活用した教育の推進
	(5) 学校における働き方改革
	(6) 安全安心な教育環境の整備
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	(1) キャリア教育・職業教育の推進
	(2) 社会に役立つ実学教育の推進
4 地域と協働して活躍する人を育てる	(1) 地域との連携・協働推進
	(2) 地域社会に貢献する人材の育成
	(3) グローバル人材の育成
	(4) 社会教育の推進
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	(1) 学校教育における人権教育の推進
	(2) いじめ・不登校等への対策
	(3) 特別支援教育の推進
	(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

3 施策評価シート

「20の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

- ・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。
- ・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和3年度の現状と課題を記載しています。
- ・**令和3年度の取組**では、令和3年度を取組内容と目標・目標値、そして令和3年度の現状値や結果を掲載しています。
- ・**成果と今後の展開**では、令和3年度の成果と課題を踏まえた上で、1年間の評価と今後の展開について記載しています。

(1) 就学前教育の充実

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	策定時(R2)	現状(R3)
	①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及	活用率の増加	45.8%	52.3%
	②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用	令和3年度中に策定 活用者数の増加	骨子作成	ガイドラインの完成
	③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組	研修実施市町村数の増加	8市町村	10市町村
	④	家庭教育支援チームの構築支援	登録数の増加	8市町 12チーム	11市町村 15チーム
現状と課題	<p>就学前教育の充実に向け、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及に取り組み、その活用率は、令和2年度から6.5ポイント上昇した。就学前教育に関わる人材育成に資する資料としてガイドラインを作成することができた。幼児教育と義務教育の円滑な接続に関する研修が10市町村で実施され、合わせて23回のべ338人が参加した。また、各市町村における家庭教育の推進に向けた体制づくり支援として、家庭教育支援チームの構築支援に取り組み、令和2年度に加えて3市町村3チームが新たに取組に参加することとなった。現状として研修実施市町村等に偏りが見られることから、今後は、県内全ての市町村において就学前教育の充実に向けた取組を進めていくことが必要である。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	就学前教育アドバイザーによる支援訪問等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。	就学前教育プログラムの活用率の増加60%	52.3%	
	②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを策定する。	令和3年度中にガイドラインを策定	ガイドラインの完成	
	③	市町村単位で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び、幼小接続研修会を実施する。	研修実施市町村数の増加15市町村	10市町村	
	④	市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。	登録数の増加10市町村15チーム	11市町村15チーム	
成果と今後の展開	<p>県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るため、就学前教育アドバイザーによる支援訪問等を実施しており、県内の半数以上の国公立園所において活用されている。今後も引き続き、支援訪問や各種研修会で実践事例集とあわせて説明を行い普及・活用が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>就学前教育に関わる人材育成のガイドラインとして「奈良県教育・保育の質向上ガイドライン」を作成した。今後は、市町村等において人材育成の際の指標として活用が進むよう、周知及び活用方法について説明を行っていく。</p> <p>就学前と学齢期の学びを接続するため、はぐくみ講座を10市町村で実施し、幼小接続研修会を2回実施した。はぐくみ講座及び幼小接続研修会ともに就学前教育関係者の参加が多く、小学校教員等の参加者を増やし、県内の各地域において幼小接続がより一層進むよう取組を進めていく。</p> <p>県内の家庭教育支援チームは新たに3チーム増加し、登録数が15チームになった。今後も引き続き、家庭教育支援チームへのサポートを行うとともに、更なる登録数の増加を目標に、家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■現状において、研修の開催状況が10市町村で実施とされている点および偏りが見られた点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施された市町村と、実施できなかった市町村の事情などを把握し、県内市町村に偏りなく開催されることが望まれる。 ・23回でのべ338人の参加者に重複した参加がなければ、1講座あたり14、15人参加という研修のイメージで間違いはないかを確認したい。 <p>■市町村単位での取組について</p> <p>行政の問題として市町村が単位にならざるを得ないことは十分に理解できるが、県として近隣の市町村間の連携や共催の可能性はないか。県内全ての市町村で進めていくことを目指していただきたい。</p> <p>■就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及について</p> <p>「はばたくなら」の活用率は何をもって活用したということになるのか。また、活用率の増加とあるが、具体的な目標値の設定はないのか。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○現状において、研修の開催状況が10市町村で実施とされている点および偏りが見られた点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域に研修を周知しているが、研修を希望する市町村に偏りがあることは事実である。研修の周知をできるだけ早い時期に行うことで、各市町村での年間計画に組み込むことができ、実施市町村の偏りの解消に繋がると考える。今後、周知の時期や方法について検討を進める。 ・参加人数は、市町村毎の規模の違いもあり、1講座につき3～28人と幅が見られた。 <p>○市町村単位での取組について</p> <p>令和4年度から、市町村立等の園所に対して直接的な支援を行う市町村アドバイザー（就学前教育担当者等）の養成を始めており、県内全域における就学前教育の充実に向けた取組を進めているところ。各市町村等における幼児教育の専門的な指導・助言ができる市町村アドバイザーを育成するための研修及び講座において、市町村間での情報共有及び意見交流の機会を設け、県内市町村の連携を図っていきたいと考えている。</p> <p>○就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及について</p> <p>令和元年度から、新たに研修や講座に参加した園及び訪問による支援を実施した園の累積数をもって活用率を算出している。今後、目標値について検討していく。</p>
--	---

(2) 健康教育の充実

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)		現状(R3)	
			小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加	令和3年度から実施		62.3%	
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加	小学校55.0% 中学校56.7% 高等学校90.2% 特別支援学校100%			小学校49.5% 中学校51.5% 高等学校97.3% 特別支援学校100%
実現目標						
現状と課題	<p>健康教育に係る現状として、学校における食物アレルギー事故の発生件数は減少傾向にある一方、事故の内容の中には深刻な事例も見られる。また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康問題が生じている。</p> <p>令和3年度中に、適切なアレルギー対応の周知を図るための校内研修を62.3%の学校が実施している。今後も、全校体制でアレルギー対応ができるよう、各学校で校内研修を開催するよう呼びかけていくことが必要である。</p> <p>また、子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実を図るため、全ての特別支援学校で学校保健委員会を実施することができ、高等学校で開催率が7.1ポイント上昇した。小・中学校では、学校保健委員会の開催率が低下した。今後も、引き続き全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校保健主事等を中心とした全校体制で対応できるよう、学校保健委員会を開催し校内の体制づくりを進めるよう指導していくことが必要である。</p>					
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値			
①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催4回以上 年間参加者600人以上	県教育委員会主催の研修会を4回開催（オンデマンド形式にて開催のため、詳細な参加者数については把握できていない。）			
②	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。	学校保健委員会の開催率の増加（前年度比）	小学校49.5% 中学校51.5% 高等学校97.3% 特別支援学校100%			
令和3年度の取組						
No.は実現目標のNo.と対応						
成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により集合型での研修会の開催に制限がかかる中、関係機関の専門家と連携し、オンデマンドでの研修会を4回開催することができた。自身の空き時間を活用して参加することが可能であるため、参加者からは高評価を得ることができた。詳細な人数の把握は困難であったが、参加者数は例年を上回っていることが予測される。引き続き、適切なアレルギー対応等の内容を充実させた研修を開催し、教職員の資質や指導力向上を図る。</p> <p>学校保健委員会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に前年度より更に開催率が低下する中、県立学校では開催率を上げることができた。今後、小・中学校における開催率を増やし、全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校が組織として対応できる体制づくりを進めていく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■現状の実施率・開催率の数値について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修実施率 62.3%という数値についてどのように理解しているのか。令和3年度からのスタートだが、この数値を多いととらえるのか、あるいは38%が実施できなかったことを課題として捉えるのか。成果においては実施数などが示されるが、未実施率に着目して、実施されなかった原因を検討する発想が大切である。 ・命に関わる取組内容であり、校内研修実施率 62.3%は低いのではないか。 ・小・中学校は、コロナ禍で開催率が下がるのに対し、高等学校は開催率が上がっているのはなぜか。
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○現状の実施率・開催率の数値について</p> <p>これまで食物アレルギー事故防止に注力し、管理職、養護教諭、栄養教諭等を対象とした研修会などを積極的に開催し、アレルギー事故防止のための教職員の対応スキルの向上と全校規模での組織体制の構築を目指してきた。本調査は令和3年度からの実施であるとともに、市町村立小・中学校の実施率になっており、給食が提供されている校種に絞った調査結果となっている。今後、未実施の38%にも着目し、開催できない理由を明らかにした上で、校内研修の開催率の向上を目指していきたいと考えている。</p> <p>県立高等学校には、県教育委員会担当課から直接的な指導ができる。よってコロナ禍においても紙面開催など工夫して開催するよう指導できている。一方、市町村立小・中学校等に対しては、各市町村教育委員会を通じて学校に開催を依頼するにとどまっている。引き続き、小・中学校においても開催率が向上するよう、各市町村教育委員会に所管する各学校への指導と支援をお願いしていきたい。</p>
--	---

(3) 食育の推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状	
			(R2)	(R3)
①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加	小学校80.4%	小学校72.4%
			中学校66.3%	中学校72.0%
②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加	高等学校85.4%	高等学校75.6%
			特別支援学校90.0%	特別支援学校100%
<p>各学校では、学校教育を生かした食育の推進を図るため、食育推進委員会を開催しているが、その開催率は、令和2年度から、中学校及び特別支援学校では増加し、小学校及び高等学校では減少した。学校給食における地場産物の活用率は、令和2年度から2.0ポイント増加した。</p> <p>子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するために、各学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校の教育活動全体を通して組織的に食に関する指導を行うことができるよう食育推進委員会の開催率の増加が課題といえる。</p>				
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
			(R2)	(R3)
①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(年度比)	小63.0%	57.0%
			中53.0%	61.0%
②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)	高12.0%	10.0%
			特50.0%	40.0%
<p>食育推進委員会の開催率及び「食育の日」の取組率については新型コロナウイルス感染症の影響により低下がみられた。</p> <p>学校全体で組織的に食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき取り組むとともに、食育推進委員会等において、成果や課題を整理し、教職員の共通理解を図ることが重要である。管理職及び栄養教諭等を対象とした研修会において食育推進委員会の開催の必要性を周知し開催率の向上を図る。</p> <p>また、組織的・継続的な取組の一つとなる「食育の日」の実施について、引き続き啓発に努める。</p> <p>学校給食における地場産物の活用については、学校給食従事者の努力により毎年活用率が上昇している。関係課と連携し地場産物を活用したレシピ開発に取り組む等、更なる活用促進のため、今後も、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の大切さを周知する。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■関係機関との連携について 健康に関連する養護教諭のほか、栄養教諭との関わりはどのような状況か。直接、児童生徒に関わっている立場にいる人の意見をうまく汲み取る方法を検討していただきたい。</p> <p>■地場産物の活用について ・個人的には、28.5%は少ないように感じるが、他府県と比較することで、この数値に対する評価ができる。 ・増加率が 2.0 ポイントであることは増加と言えるのか判断ができない。増加率が小幅にとどまったのであれば、その理由を示していただきたい。</p> <p>■「食育の日」について 月に 1 回（毎月 19 日）が「食育の日」とされているが、給食等の指導で、地場食材を食べる日をもう少し増やすことは可能か。</p> <p>■健康教育との関連 地場食材で、アレルギーとの関連で取り入れられない食品などがあるか、検討が進められていればその状況を教えていただきたい。</p> <p>■地場産物の活用について 令和 3 年度の 2.0 ポイント増加は、どこにどのような働きかけをした結果なのか。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○関係機関との連携について 栄養教諭は給食時間中の指導、教科等における食に関する指導、個別指導など各学校の教職員と連携し、食育のキーパーソンとして、その推進に取り組んでいる。県内の先進的な事例を情報共有できるよう研修会等を開催し、全体的な食育推進につなげるよう注力している。</p> <p>○地場産物の活用について 国の第 3 次食育推進計画における地場産物の活用率に関する目標値は 30%となっている。都道府県により、農畜水産業の状況は様々であり、一概に数値による比較は難しいと考える。 地場産物活用率を 2.0 ポイント増加させるには、調査週において新規に 1～2 品目使用する必要がある計算となり、県内各市町村において、様々な工夫をしながらの対応を依頼している。</p> <p>○「食育の日」について 「食育の日」の取組については、各学校で毎年テーマを設定するなどしながら進めている。学校全体で組織的・継続的な取組の一つとして推進されるよう、研修会等で具体的な取組事例を紹介する等している。今後は地場産物の活用に関する取組を含めた周知に努めたいと考えている。</p> <p>○健康教育との関連 学校給食に活用される本県の地場食材は主に生鮮野菜であり、比較的アレルギーは少ない。加工品の開発等では業者と協議の上、アレルギー対象食品の使用を控えるなど、できる限り多くの子どもたちが食べられるように検討している。アレルギーとなる食品は、個人によって様々で、各学校で除去や代替を行うなど可能な範囲で対応している。</p> <p>○地場産物の活用について 栄養教諭等を対象とした研修会等で先進的な事例や調理の工夫等を伝え、県内の各市町村で取組が進むよう、グループワークなどを取り入れ協議を深める等に取り組んだ。</p>
---------------------	--

(4) 体力の向上と運動習慣の定着

	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	実現目標	①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上	全国調査全国平均レベルの維持	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル
②		運動習慣向上のための取組の推進	「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加	5,480件	6,666件
③		体力向上に係る校種間(小・中・高等学校)連携の推進	学校間連携に係る打合せ実施率の増加	-	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回
現状と課題	<p>小学生に対する運動習慣向上への取組や中学生の運動部活動の活性化を図ることにより、全国調査において中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベルであった。</p> <p>また、運動習慣向上のための取組の推進に向けた「外遊び、みんなでチャレンジ！」は、登録者数が令和2年度から1,186件増えた。</p> <p>体力向上に係る校種間連携を推進するため、各学校に対して啓発文書による通知を3回、諸会議において3回啓発を行った。</p> <p>小・中学生の体力は、全国平均レベルとなったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童生徒の運動不足が喫緊の課題となっている。</p>				
令和3年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を開催する。	年間3回	年間3回	
	②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成(登録)に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録数5,500件	記録登録数6,666件	
	③	体力向上に係る校種間(小・中・高等学校)連携推進のための啓発活動を実施する。	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	
成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会の開催に制限が設けられる中、ICTを活用するなど感染対策を徹底し、ステップアップミーティングを開催することができた。今後も学校現場のニーズに合った研修会の開催に努める。</p> <p>「外遊び、みんなでチャレンジ！」については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、感染リスクの低い種目に限定し、感染対策を講じた上での参加方法等を具体的に示すことで、記録登録者数を増加することができた。</p> <p>今後も体力向上に向けた取組を継続するとともに、小・中・高等学校間の連携を推進することが求められる。体力向上に係る系統立てた取組を継続させるために校種間の連携が重要であることを周知し、引き続き啓発に努める。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■「外遊び、みんなでチャレンジ！」の登録件数の増加と体力・運動能力、運動習慣等との因果関係について</p> <p>登録している子どもたちと、登録していない子どもたちとの間に体力等の差があるのか。また、奈良県の子どもの体力に関する根本的な課題は何なのか。運動している子どもたち(野球、サッカー、バスケット、バレーボール等々)と、していない子どもたちとの間にどれほどの差があるかを把握した上で、運動をあまりしていない子どもたちの体力を上げるための楽しく安全な外遊びを広げていただきたい。</p> <p>■子ども達の健康増進について</p> <p>奈良県は他県に比べて体力・運動能力等が低いという話を聞く。県PTA内でも健康増進を課題とした話題が出る。健康増進のためにも楽しく安全に外遊びができるようなことを広げて行っていただきたい。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○「外遊び、みんなでチャレンジ！」の登録件数の増加と体力・運動能力、運動習慣等との因果関係について</p> <p>登録している子どもたちと登録していない子どもたちの体力等の差については、その視点で調査を行っていないので具体的な内容については回答できないが、年間3回の「外遊び、みんなでチャレンジ！」に参加している学校は、年間を通して子どもたちの体を動かす機会を設けていることが多く、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点について、奈良県平均を越えていることが多い。</p> <p>また、奈良県の課題は投能力や握力である。</p> <p>体力向上と運動習慣については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力合計点は一週間の総運動時間が多い児童の方が、得点が高い ・ 体力合計点は運動が好きと回答している児童の方が、得点が高い <p>という結果が出ている。</p> <p>子どもたちが、楽しく運動に取り組める内容について今後も検討を行っていきたい。</p> <p>○子どもたちの健康増進について</p> <p>体力・運動能力、運動習慣等調査(体力テスト)の合計点は、平成21年に全国最下位からスタートして、ようやく平均値まで向上してきたところである。当初、奈良県としては、子どもたちと向き合い、意識を高めながら、体力テストの点数の向上に取り組んできた。しかし、点数というよりも、本当に子どもたちが運動好きになり、豊かなスポーツライフを展開していくような素地をつくっていくことが非常に重要であると考えている。そこで、教育委員会で特に注力しているのは、楽しい体育授業の展開といった、教員の指導力の向上である。点検・評価資料にあるように、小学校教員を対象にした体力向上の取組、体育指導の充実、ステップアップミーティングを開催するとともに、様々な指導法や子どもたちの楽しませ方についての研修会の充実を図っている。今後もこれらを進めながら、外遊びとともに子どもたちの運動の場や、継続的、自発的に運動できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えている。</p>
--	---

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催
	②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上	小63.0% (全国65.2%) 中65.5% (全国66.3%) (R1)	小65.0% (全国67.5%) 中58.0% (全国60.9%)
	③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上	—	県独自調査項目の開発完了
	④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進	全国学力・学習状況調査 授業時間以外に普段全く読書をしない児童生徒の割合の減少	小22.6% (全国18.7%) 中43.5% (全国34.8%) (R1)	小27.1% (全国24.0%) 中47.3% (全国37.4%)
現状と課題	<p>各教科等における主体的・対話的で深い学びについては、教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ1回ずつ開催した。しかし、全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和元年度に引き続き令和3年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいく必要がある。</p> <p>学習意欲に関する県独自調査の調査項目を作成した。</p> <p>読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の調査結果によると、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合は、令和元年度から、小学校で4.5ポイント、中学校で3.8ポイント高くなっており、読書活動の推進に関わる取組が必要である。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	① ② ③	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催	2回開催	
	① ② ③	教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	第1部 97.4% 第2部 98.4%	
	③	学習意欲に関する県独自調査を実施する。	県独自調査項目の開発、調査実施	県独自調査項目の開発完了	
	④	学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合の増加全国平均以上 学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下	— 小27.1% (全国24.0%) 中47.3% (全国37.4%)	

<p>成果と今後 の展開</p>	<p>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めるよう、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。</p> <p>令和3年度の教育セミナーは、7月21日（水）にオンラインで開催し、全体講演のほか、令和2年度に指導主事、長期研修員等が行った調査研究報告などを行い、1人1台端末を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、県内教育関係者等の理解を深める機会とした。第1部の、東京学芸大学准教授 高橋純氏による講演に対する参加者の満足度は、97.4%であった。また、第2部として、オンデマンド型で配信した、新学習指導要領とICTの活用について解説した動画への満足度は98.4%であり、令和2年度よりも上昇した。今後も、教職員が直面している課題の解決に役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を深めやすい時期や参加方法を検討していく。</p> <p>令和3年度に作成した学習意欲に関する独自調査を、令和4年度以降、児童生徒に対し実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の指標として活用していきたい。</p> <p>読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、読書が好きと回答する児童生徒の割合が全国平均以上、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合が全国平均以下になることを目指す。そのために、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていく。</p>
----------------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■学校レベルでの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進状況と課題意識 「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の学校レベル（市町村立・県立）の推進状況や、学校レベルで感じている課題意識の傾向について、県教育委員会として把握している点について確認したい。</p> <p>■主体的・対話的で深い学びの実現における評価と今後の説明について ・今後の展開として、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていくことを考えているが、実践事例を紹介・提案とは、どのような内容か。 ・「調査結果の活用」であれば、改善例として、調査結果（データ）の利活用の手続きと、それが具体化されたP D C Aの取組事例を紹介する必要がある。興味を引き、模倣できそうな実践の取組だけの紹介では、P D C AのDやAあるいはD Cだけしか伝わらず、指導力の向上のプロセス、つまり成果の評価を生かした取組の評価の意味が伝わらない。</p> <p>■学習意欲の向上に関する取組の推進について ・「学習意欲に関する独自調査」の調査項目はどのような内容か。「授業改善の指標」としてどのように示し、どのようなメッセージを記載する予定かについて確認をしたい。 ・実態調査で結果を示すだけでは、欠けている点を意識して取り組んでほしいというメッセージにしかならず、改善にはつながらない。どのような児童生徒の姿をイメージして、学習意欲をもってもらうとしているのか、そのためにどのような学習意欲を見ようとしているのか、その単純集計の結果からどのような方略を考えて取り組む必要があるのかを学校に示す必要がある。</p> <p>■令和の授業改善、学びの改善について I C Tの活用や全国学力・学習状況調査の結果を基にした学校での取組事例として、よい事例を示すことがあるが、成果を上げるためには、取組の中で外してはならなかったり、副次的なことを峻別できたり、留意点等が分かる事例を示したりする方がイメージできる。上手くいった例だけを見て真似をしても、実際には上手くいかないことがある。</p> <p>■読書活動の推進に関わる取組について ・今後の展開として、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていくとは、具体的にどのような取組であるのか、実施事業の内容について知りたい。 ・読書活動の推進を、「学校」「家庭」「地域」のそれぞれでどのように連携しながら行い、そのための環境をつくっていくための手立てをどのように考えるか、その予算をどのように順次付けていくかなど、計画もあわせて示していく必要がある。</p>
----------------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○学校レベルでの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進状況と課題意識 全国学力・学習状況調査における質問紙調査結果（児童生徒、学校）から、児童生徒及び学校の肯定的な回答の割合により取組状況の進捗を把握している。児童生徒質問紙における「主体的・対話的で深い学びの視点の授業改善に向けた取組状況」に関する質問項目の肯定的回答の割合は令和2年度より小・中学校ともに概ね上昇しており、各学校での取組が進められていると認識している。学校質問紙からは、「深い学び」に関する質問紙項目に肯定的回答をした小・中学校は、ともに60%程度であり、深い学びの実現に課題があると考えていると推察される。</p> <p>○主体的・対話的で深い学びの実現における評価と今後の説明について 令和3年度教育課程研究集会では、「各教科等におけるICTを活用した学習活動の充実について」をテーマに各教科等において小・中学校の実践事例を紹介する動画をオンデマンド方式で配信した。全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会では、調査問題を活用した指導例を提案した。 今後は、PDCAが具体化された取組事例も各学校へ示していきたい。</p> <p>○学習意欲の向上に関する取組の推進について 「勉強していて新しいことを知るの楽しい」「分からない問題も、すぐにあきらめずいろいろ考えようとする」等の項目を設定している。学ぶ力の育成に向けて、有効な手立てや支援ができていくかについて全国学力・学習状況調査の結果分析と併せて各学校が具体的な方策を考えて取り組んでいけるようにしていきたい。全国学力・学習状況調査は小学6年生と中学3年生という定点調査であるため、全児童生徒を対象とした独自調査とあわせて取組を進めていきたいと考えている。</p> <p>○令和の授業改善、学びの改善について 授業改善の成果を上げるために、令和4年度は全国学力・学習状況調査の結果から明らかになったことを基に、県内6小学校において各学校の課題を把握した上で、その課題に応じたテーマを基に改善に取り組んでいる。6校共通に「表す力」をテーマに対話的な授業に向けての取組に繋げる。各学校におけるイノベーションを促すため、県内各学校にこの事例を紹介するなどして取組を広げていきたいと考えている。</p> <p>○読書活動の推進に関わる取組について 令和3年度「学校図書館の活性化に向けた調査研究事業」では、宇陀市立の小学校において児童の読書に対する興味・関心を高め、読書活動の習慣化を図るため、学校図書館が主体となり、公立図書館や地域ボランティア、保護者と連携した取組を推進した。その成果を奈良県読書活動推進フォーラムで県内の学校図書館関係者へ周知するとともに、県内の小・中学校等に配布した「学校図書館実践事例集」の中で紹介した。令和4年度も同様に国の委託事業を受け、さらに宇陀市全域で実践する予定。</p>
---------------------	---

2

学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(2) 教職員の資質向上

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備	定性的目標	奈良県教員等育成協議会 令和3年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和4年2月開催
	②	研修講座の内容の充実	研修講座が活用できると回答した割合90%以上の維持	98.2%	97.9%
	③	ICTを活用した研修講座の実施	実施回数の増加	緊急対応の実施のみ	ICTを活用した遠隔の研修を56講座実施
現状と課題	<p>教職員の資質向上に向け、教職員の研修体系の整備を図るため、令和4年2月に奈良県教員等育成協議会を実施した。また、研修講座の内容の充実を図ることで令和3年度においても、研修講座の受講者アンケートにおいて「研修講座が活用できる」と回答した受講者の割合は、97.9%と目標を達成した。教員の資質向上のためには、研修内容に応じて集合型とオンラインでの遠隔研修を効果的に使い分けつつ実施することが必要であり、令和2年度は緊急対応時のみの実施であったICTを活用した遠隔研修を令和3年度は、研修内容に応じて56講座実施した。</p> <p>文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現と新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等も含め、今後も時代のニーズや教員のキャリアに合った研修内容を充実させる必要がある。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	指標等の検討委員会を経て、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標に関する協議並びに当該指標を踏まえた研修の充実等、教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う。	奈良県教員等育成協議会の開催	奈良県教員等育成協議会を令和4年2月開催し、「奈良県校長の資質向上に関する指標」及び「奈良県教頭の資質向上に関する指標」を新たに策定	
No.は実現目標のNo.と対応	①	県立教育研究所と奈良教育大学が連携し、初任者研修を修了した小学校若手教員を対象にした、「小学校若手教員育成研修」の充実を図る。	主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業をしていると答えた受講者の割合80%以上	92.3%	
	②	研修内容に応じて効果的に遠隔研修を取り入れる等、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。	受講目的を達成できたと答えた受講者の割合90%以上	97.4%	
	③	教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から、研修講座におけるリモートやオンデマンド等クラウドサービスの積極的な活用を進める。	遠隔やオンデマンドによる研修実施回数30回以上（「先生応援プログラム」を除く）	遠隔やオンデマンドによる研修実施回数56回(コロナ対応を除く)	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>令和3年度は、「奈良県教員等の資質向上に関する指標」の内容を見直すとともに、「奈良県校長の資質向上に関する指標」及び「奈良県教頭の資質向上に関する指標」を新たに策定し、研修体系の再構築を行った。</p> <p>令和3年度に実施した研修講座において、受講者の講座に対する目的達成度は十分満足できる状況であった。法定研修受講者の受講アンケートから、初任者研修は集合型研修での実施、中堅教諭等資質向上研修は遠隔研修での実施の要望が多かった。</p> <p>令和4年度は、中堅教諭等資質向上研修15講座中13講座をオンライン研修とするなど、教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から多くの教職員が研修を受講できるよう遠隔研修を充実させるとともに、キャリアステージを意識した研修講座を新たに開設している。また、奈良教育大学と連携して、初任者研修を修了した小学校教員対象の研修講座を実施し、若手教員の資質向上を図っている。</p> <p>今後も、奈良県教員等育成協議会を開催し、各育成指標の見直しや教員等の資質向上に関する協議を行うとともに、受講者アンケート等から教職員のニーズを捉え、研修講座の充実を図っていく。</p>
-----------------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■育成指標の現場レベルでの活用</p> <p>策定した指標・研修体系について、継続的な検証改善を図り、充実させている点は高く評価したい。指標については、現場レベルで教職員が経験年数の別によらず、主体的な力量形成に向けて参照すること、管理職等がその促進や助言を行う等の活用が重視される。この点についての本県の状況や課題はどうか。</p> <p>■教職員の資質向上における評価と今後の展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように研究講座の充実を図っていくのか、内容や受講形態について教えていただきたい。 ・受講者の資質・能力向上のための研修を目指す場合（自身に欠けていることの振り返り支援をさせる場合も含む）、どのように研修講座を選択・受講し、その後の自己研修に生かすか等、ナビゲーションやコース選択ガイド等の事例紹介も必要ではないか。
----------------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○育成指標の現場レベルでの活用</p> <p>育成指標は、教職員の資質・能力向上のための基準となるものであり、教育研究所で実施している研修講座は、その育成指標に照らし合わせ、企画している。</p> <p>教職員自らが資質向上に向けて、育成指標を意識しながら主体的に研修講座を選択できるよう、研修講座を申し込む際に参照する「研修講座ガイドブック」に育成指標との関連を明示している。</p> <p>研修講座の開催要項での提示や、研修講座開始時に行う受講者への説明により、研修受講時には必ず教職員が育成指標を意識できるよう働きかけている。</p> <p>また、今後導入される研修履歴を踏まえた、管理職による教職員との面談時等に、育成指標を活用し相談・助言するなど育成指標の積極的な活用を図りたいと考えている。</p> <p>○教職員の資質向上における評価と今後の展開について</p> <p>研修講座終了時に受講者に対し、「知識・理解の深まり」「スキルの向上」「教育活動への活用度」「受講目的の達成度」の4項目については4件法で、講座内容や方法に対する御意見や要望については記述式で、アンケートを行っている。</p> <p>アンケートの回答は、研修講座担当者が整理し、次年度の研修講座の企画立案時に、講座内容や受講形態等を考える上での参考としている。</p> <p>また、教職員が研修講座を申し込む際に参照する「研修講座ガイドブック」に、各研修講座内容の詳細だけでなく、自身のキャリアステージやニーズ、興味・関心等に応じて講座を選択できるよう、育成指標との関連や、獲得をめざす資質・能力を具体的に明示することで、このガイドブックが、教職員の研修講座の主体的な選択のためのガイドの役割を果たしている。</p> <p>教員免許更新制の廃止に伴い講習受講の義務はなくなるが、今後も教職員が主体的・継続的に資質向上に努めることができるよう、研修体系の改善を図る。</p>
---------------------	--

2

学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	実現目標	①	県立高等学校における中期計画の策定	全校で策定	-
②		学科・コースの特色化	学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。	奈良南高校開校 情報科学科・総合学科を設置 榛生昇陽高校に専攻科を設置 (R3.4.1)	奈良南高校に専攻科を設置 (R4.4.1)
現状と課題	<p>本県では、平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和3年度には、宇陀高等学校の開校準備の他、これまでに新設した学校の教育課程の充実に取り組んだ。今後も同計画の推進に取り組みながら、各高等学校の課題に対応するための高等学校の在り方について検討が必要である。</p> <p>一方、学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定等について規定した。各校において、令和4年6月末を目途に、策定に向けた検討が進められているが、同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していくことが望まれる。</p>				
令和3年度 の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	県立高等学校で中期計画を策定する。	全校で策定	全校で策定 (R4.6.30)	
Noは実現 目標のNo. と対応	②	県立高等学校適正化実施計画の推進 来年度新たに開校する学校をはじめ、新設の学校・学科・コースの教育内容、教育環境を充実させる。	令和4年度に開校する学校及び開設する学科等における教育内容の充実	開校・開設に向けた教育課程等の検討・充実	
成果と今後の展開	<p>「県立高等学校適正化実施計画」に従い、県立宇陀高等学校の開校など、学校、学科等の新設等を進めている。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。</p> <p>また、魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッションの再定義及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を進めており、今後、これらをもとにした進捗管理を行う。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■魅力と活力あるこれからの高校づくりについて ・昨今、高等学校の専門学科や定時制・通信制課程のニーズがどの程度あるのか。通信制課程は全日制課程からの進路変更者のニーズがあるが、民間業者での魅力的な取組がある。入試の実績を見ても専門学科や定時制・通信制課程は定員割れが続いている。一方で普通科では入試で高倍率の学校が特に県北部に多く、奈良県外への流出も多い現状がある。需要と供給とのアンバランスがあるように思う。専門高校としてはマイスターハイスクール（文科省事業）に応募できるような学校づくりも必要である。 ・魅力と活力あるこれからの高校づくりという点においては、県立と私立の学校が競合しながら、教育の構造化を行っていくことが望まれる。 ・点検・評価の資料から、県立高等学校の適正化の推進という大きな変革に取り組むと同時に、国の言うスクールポリシーの策定に取り組んでいることが分かる。公立・私立の設置者が交流しながらよりよいものを県民に向けて示し、県立と私立の学校が競合して教育の構造化を行うことで、奈良県教育の活性化を図ることができる。県として引き続き努力していただきたい。</p> <p>■魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について 高等学校の魅力化と関わり、学校運営協議会やコンソーシアム等による、地域協働を通じた取組改善の状況について教えていただきたい。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○魅力と活力あるこれからの高校づくりについて ・各高等学校の募集人員は、出願者数等により中学生のニーズを踏まえ、毎年度検討し定めている。課題としては、専門学科や定時制・通信制課程の定員未充足が見られる。まず、専門学科、とりわけ職業に関する学科については、公立高校の大きな役割であることを踏まえ、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」という高等学校適正化推進方針で定めた方針のもと、引き続き特色化・魅力化に取り組む。定時制課程については、特に夜間に授業を行う課程の入学者が減少していることから、次年度大和中央高校Ⅲ部を募集停止にするなど、規模の適正化を図る。通信制課程については、全通併修など新たな取組を行うため、山辺高校に移すこととしており、その際、これまで以上のICT機器や連携協力施設等の活用など、多様な生徒に対応できるよう教育内容の充実を図っていく。 ・県立高等学校適正化実施計画は、新しいタイプの学校をつくらせていきたいという思いで進めている。中学3年生での進路選択は難しいという意見がある中で、生徒が選択したいと思える学校づくりを目指している。昭和の生徒急増期に普通科高校を増やした本県の経緯が、いわゆる偏差値序列にもつながった反省もある。この計画で終わりではなく、更なる公立学校の多様化を進めながら、私立の学校とともに様々な選択肢を県民の皆さんに提供していきたいと思う。</p> <p>○魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について 令和4年度から、各高校のスクールポリシー等は、よりよい学校づくりを目指して、学校運営協議会やコンソーシアム等において協議し、多様な意見を踏まえ、決定するようにしている。 学校運営協議会においては、学校と地域の連携・協働について生徒が積極的に参加することや、学校が地域の教育資源をどのように活用するか、学校の特色をどのようにアピールするかなど、様々な議論が進められている。その結果、多くの高等学校においては授業の一環として、教育課程に位置付けた地域との協働活動の計画・実施が増加しており、協働相手も学校・学科・コースに応じて、高等教育機関、小・中学校、企業、福祉施設、行政機関など多岐にわたっている。 今後も、生徒たちが積極的に地域で学ぶ場面がさらに増加することで、県立学校の特色づくりにつながることを期待している。</p>
--	---

(4) ICTを活用した教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	教職員の情報活用指導力の向上 ※1	回答率85%	61.0%	73.3%
	②	統合型校務支援システムの導入	導入率100%	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)
	③	学習用ICT環境の充実(大型提示装置) ※2	整備率100%	60.3%	65.5%
※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合 ※2 ※1の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」					
現状と課題	<p>ICTを活用した教育の推進に向け、令和3年度には、公立小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部・中学部の1人1台端末の整備に関する事業、並びにほぼ全ての公立学校の教育用ネットワーク工事に関する事業が完了した。</p> <p>令和2年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のICT活用指導力」の肯定的回答状況は73.3%であり、令和元年度の調査から12.3ポイント上昇し、全国平均よりも高くなった。</p> <p>統合型校務支援システムの導入は市町村財政にコロナ禍が影響し、令和3年度は導入を見送る自治体があったが、70.4%の学校で導入され、県内の51.3%の市町村で導入されている。</p> <p>学習用ICT環境の充実に向けて整備を図っている大型提示装置については、普通教室の大型提示装置整備率が5.2ポイント上昇した。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	「先生応援プログラム」(教職員対象研修)の充実と受講を促進する。※1	回答率70%	73.3%	
	②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。	導入率 85%(校) 70%(市町村)	導入率 70.4%(校) 51.3%(市町村)	
	③	学習用ICT環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入計画を策定する。※2	整備率70%	65.5%	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>「先生応援プログラム」の内容の充実と教職員の受講を促進することにより、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のICT活用指導力」の肯定的回答状況は、改善されている。今後も同プログラム並びに「STEAM教育推進エバンジェリスト育成研修」の内容等の見直しのほか、ICT活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修も行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。</p> <p>統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値には達しなかったが、導入率は向上してきており、今後も未導入の市町村教育委員会に対して支援を行っていく。また、令和5年には奈良県域統合型校務支援システムを用いて、県立高等学校への入学者選抜の手続きの多くを行えるようにし、入試事務においての利便性を向上させる予定である。あわせて、新たにシステムを導入する市町村教育委員会や学校に対して、受託業者とも協力し、オンライン研修会を年3回程度行うことで、スムーズな運用を図る。</p> <p>児童生徒1人1台端末を用いた授業を行う教室には、大型提示装置の導入が望ましいが、県立学校のみならず多くの市町村立学校において、大型提示装置が未整備の教室が多数存在する。早期に特別教室等を含めた全教室での導入がなされるよう、市町村教育委員会に啓発していくとともに、県立学校においては、令和4年9月から県立学校に電子黒板を1学年分導入する予定であり、今後は全学年導入を進めていく。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■学習用ICT環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の全学年に電子黒板の導入を進めると明言する根拠は何か。 ・接続する端末がタブレットパソコンなどの場合、機能として操作は端末側でできるので、電子黒板である必要はそれほどなく、より大きく薄く安価な大型提示装置を導入し、数を入れていくことが重要なのではないか。 ・ICT環境の整備、教員の質向上、更には学校における組織的促進の環境という点も変革ということでは求められてくる。各学校の確かな学びの変革を進めていただきたい。
----------------	--

<p>県教委の考え方</p>	<p>○学習用ICT環境の整備について</p> <p>ICT教育推進の際に大切なことは、環境整備の充実と教員の活用能力の向上であると考えている。</p> <p>県立高等学校においては、令和4年度入学生から個人所有のパソコンを学校で活用するBYOD方式を導入するとともに、9月から電子黒板を全ての1年生普通教室に配置し、併せて指導用端末も配布した。このことにより、従来の「チョーク&トーク」と呼ばれる講義形式の授業から、ICTを活用した「対話型授業」を全校で推進することを目指している。</p> <p>電子黒板は、例えば、教科書等を拡大提示する書画カメラとの併用や対話用のアプリの活用等によって、質の高い対話型の学びの実践に最適であることが検証によって分かっている。ICT機器の操作に不慣れな教員であっても、教員向けの研修講座を充実させることにより、電子黒板の機能を生かした授業改善につながると考えている。</p> <p>ICT機器の活用に関しては、教育委員会としてもあくまで手段であって目的ではないと考えている。子どもたちがどのような姿を達成するのが一番よいかを考えながら、その達成のため、今後も環境整備の充実と教員の活用能力の向上を推進していく。</p>
----------------	--

(5) 学校における働き方改革

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握	公立小・中学校等の割合100%	県内市町村の割合69.2%	県内市町村の割合87.2%
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定	実施率100%	-	実施率85.0%
	③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進	実施市町村数の増加	-	2市村
現状と課題	<p>学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という取組の観点から、環境整備等が未実施の市町村教育委員会に対する要請の結果、I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法により勤務時間を把握している県内市町村の割合は令和2年度から18.0ポイント上昇した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定は85.0%の学校で取り組むことができた。休日の中学校部活動については2市村でモデル校を設置し、令和5年度からの段階的移行に向けた課題の整理を行っている。</p> <p>働き方改革に関して環境整備等は必須であるが未実施の市町村があることから、県内全ての市町村において実施されるよう取組を進めていく必要がある。また、休日の中学校部活動の地域への移行をより一層推進するための取組を進めていく必要がある。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。	公立小・中学校等の割合100%	県内市町村の割合87.2%	
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。	実施率100%	実施率85.0%	
	②	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。	整備済の市町村の割合全国平均以上	県内市町村の割合53.8% (全国平均73.1%)	
	③	地域人材の確保やマッチングする仕組みの構築、費用負担の在り方の整理など、有用性や課題、改善点の検証を実施する。	公立中学校にモデル校を設置	4中学校で実施	
成果と今後の展開	<p>I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握や文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備などが未実施の市町村に対して早期かつ確実に対応いただくよう要請する。</p> <p>市町村教育委員会や各学校と連携しながら、令和2年3月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」を着実に実行し、働き方改革を推進していくとともに、詳細な教員の働き方実態調査を実施し、より実効性のある取組を実施するため新たな推進プランの策定等を進める。</p> <p>休日の中学校部活動については、地域への段階的な移行の推進のため、2市村4中学校5部活動においてモデル校を設置し、諸課題の抽出に取り組んだ。令和3年度末に明らかとなった諸課題を各市町村に報告し、制度促進の啓発に努めた。今後は、連絡協議会を設置し、課題解決に向けた取組を推進する。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■学校における働き方改革について 働き方改革を推進することにより、先生方の子どもと向き合える時間が増えてほしいと願っている。PTAでも先生方に負担をかけないよう意識し、協力的に取り組んでいる。しかし、改革が進むと同時に保護者と先生方とのコミュニケーションをとることが時間的に難しくなってきていると感じており、保護者と先生方との関係が希薄になるのではないかと懸念している。</p> <p>■中学校部活動の地域への移行の推進について 中学校の部活動は、地域への移行が本当に進むのか疑問。部活動の種類が減っている中、子どもがやりたい種目・内容が地域でできるようにしていただきたい。</p>
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○学校における働き方改革について 「学校における働き方改革推進プラン」においては、長時間勤務の是正により子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図ることを目的としており、取組項目の一つとして勤務時間管理の徹底を挙げている。 具体的な取組として、教師が保護者や外部からの問合せへの対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障が生じないように連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることとしている。また、学校と保護者間における連絡手段についてICT化を進めているところである。 今後も保護者等との連絡体制は維持しつつ、教員の負担軽減が図れるよう取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>○中学校部活動の地域への移行の推進について 国の提言では、部活動の地域移行について、各自治体の状況に合わせながら令和7年度までの3年間を集中改革期間とし、段階的に進めるよう示されている。当課では各自治体の担当者を集め、保護者や生徒の願いや各自治体において受け皿となるスポーツクラブ等の実態、利用可能な施設の状況などの把握に努めるようお願いした。今後は、指導者の派遣や法の整備、また自治体同士の情報交換の場の設定など、県としてできる限りの支援をしていく。 また、文化部活動については、地域移行に関する検討会議において8月に提言がとりまとめられた。今後、国が改定するガイドラインに基づき、県が推進計画を策定していく予定である。</p>
--	--

(6) 安全安心な教育環境の整備

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)																				
	①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)	実施率の増加	99.0% (R1)	100%																				
	②	県立学校施設の耐震化	耐震化率100%	98.6% (R2.4.1)	98.9% (R3.4.1)																				
	③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備(計画対象施設:401棟)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定(R3.2)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討																				
	④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加	76,607人 (R1)	小・中68校 高・大12校 その他8校 計88校																				
現状と課題	<p>通学通園路等の安全確保に向けた取組は、全ての学校等で実施されている。</p> <p>また、令和3年4月1日時点の県立学校の耐震化率は98.9%で、特別支援学校については、耐震化は完了し、高等学校の耐震化率は98.5%となっている。令和3年度は県立高校2校2棟で耐震補強工事、5校8棟で改築・除却工事を進め、令和4年度に県立学校の耐震化工事を完了させる見込みとなっている。</p> <p>耐震化完了後は、建築後40年を経過した施設が半数以上を占めるなど、県立学校施設については老朽化が進んでいることから、令和3年2月に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化整備やトイレ洋式化などの機能向上に取り組んでいく。</p> <p>学校の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたり、年々深刻化しており、児童生徒の登下校時の安全確保対策が急務となっている。また、実践的な避難訓練の実施を通じて、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせる防災教育が必要とされている。</p> <p>教職員の安全に関する資質・能力の向上のための研修会等のより一層の充実や保護者や地域の関係機関等との連携の強化が、課題としてあげられる。</p>																								
令和3年度の取組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組内容</th> <th>R3目標・目標値</th> <th>R3現状値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。</td> <td>学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%維持</td> <td>学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>県立高等学校施設の耐震化を引き続き実施する。 耐震化工事:2校2棟 耐震化に係る改築:5校8棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施(Is値<構造耐震指標>が0.3未満の校舎等の使用停止、仮設校舎の設置等) 仮設校舎等の設置:4校10棟</td> <td>耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)</td> <td>耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県立学校毎に定期点検の結果や改修履歴等のデータを蓄積・更新できる「学校施設カルテ」を作成する。</td> <td>全45施設</td> <td>全45施設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。</td> <td>奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)参加児童生徒数の増加70,000人以上</td> <td>31,442人 (R3)</td> </tr> </tbody> </table>					No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%維持	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%	②	県立高等学校施設の耐震化を引き続き実施する。 耐震化工事:2校2棟 耐震化に係る改築:5校8棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施(Is値<構造耐震指標>が0.3未満の校舎等の使用停止、仮設校舎の設置等) 仮設校舎等の設置:4校10棟	耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)	耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)	③	県立学校毎に定期点検の結果や改修履歴等のデータを蓄積・更新できる「学校施設カルテ」を作成する。	全45施設	全45施設	④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)参加児童生徒数の増加70,000人以上	31,442人 (R3)
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値																						
①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%維持	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%																						
②	県立高等学校施設の耐震化を引き続き実施する。 耐震化工事:2校2棟 耐震化に係る改築:5校8棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施(Is値<構造耐震指標>が0.3未満の校舎等の使用停止、仮設校舎の設置等) 仮設校舎等の設置:4校10棟	耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)	耐震化率100%(県立高等学校分) (R4.4.1)																						
③	県立学校毎に定期点検の結果や改修履歴等のデータを蓄積・更新できる「学校施設カルテ」を作成する。	全45施設	全45施設																						
④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト)参加児童生徒数の増加70,000人以上	31,442人 (R3)																						
No.は実現目標のNo.と対応																									

<p>成果と今後の展開</p>	<p>学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための学校安全計画及び危機管理マニュアルは全ての学校等で作成されている。</p> <p>県立高等学校の耐震化工事については、2校2棟の耐震補強工事及び4校7棟の改築工事が完了した。令和4年度については、大宇陀高校における改築工事を7月末まで実施し、県立高等学校における耐震化工事を完了させる。</p> <p>大宇陀高校における令和4年度の工事としては、既に使用停止とした既設校舎の解体・撤去等であるため、令和4年4月1日時点で県立高等学校の耐震化率は100%となっている。</p> <p>県立学校施設の学校施設カルテについては、全45施設においてカルテが完成しており、今後の老朽化対策の参考としていく。</p> <p>令和4年度については、今後、長寿命化整備を実施予定の6校6棟について、実施内容を検討するための老朽・不具合箇所等の調査を実施するほか、学校施設の機能向上のための、トイレの洋式化、特別教室及び屋内運動場への空調設置について、計画的に取り組む。</p> <p>奈良県一斉地震行動訓練（ナラ・シェイクアウト）の参加については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者数の低下が見られる。実践的な訓練の重要性について継続して周知を図る必要がある。</p>
-----------------	---

3

働く意欲と働く力をはぐくむ

(1) キャリア教育・職業教育の推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状	
			(R2)	(R3)
①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充	インターンシップ参加生徒の割合の増加	16.3%	12.8%
			(R1)	
②	小・中・高等学校を通じたキャリア教育の推進	定性的目標	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用
現状と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの企業でインターンシップの実施が事実上困難であり、生徒の参加率の向上が見込めない状況が続いている。進学・就職に関わらず、インターンシップに参加することで、コミュニケーション能力を高め、職業に対する理解を深めることができることから、インターンシップの実施再開に備え、各企業への協力依頼を継続する必要がある。</p> <p>キャリア教育は小・中学校、高等学校と連続で考えるべきものであり、継続的・系統的に取り組むことが重要であることから、引き続き「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。</p>			
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。	インターンシップ参加生徒の割合の増加20%	12.8%	
②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。	「キャリア教育の手引」を活用した研修講座の実施	3回	221人受講
②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。	職業教育の充実を目指す特別支援学校（高等養護学校）の就職率85%以上	79.7%	
②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。	キャリア教育支援員による高等学校訪問年間延べ80回以上	62回	
令和3年度の取組	No.は実現目標のNo.と対応			
成果と今後の展開	<p>受入企業等や実施校において感染症対策を行いながら可能な範囲でのインターンシップを実施したものの、インターンシップの実施校及び参加人数が令和元年度と比べ減少した。今後も対策を講じながらインターンシップの推進を図るとともに、大学等と連携したアカデミックインターンシップについても推進を図る。</p> <p>コロナ禍において様々な取組が制限されることもあったが、県内企業を生徒に紹介する企業説明会の実施や、キャリア教育支援員等による研修会や学校訪問はリモートで実施するなどの工夫をしながら実施した。今後も、キャリア教育支援員等による生徒や学校への支援を継続して行うとともに、企業説明会の対面での実施や、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など、キャリア教育に関する取組の充実を図る。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップについて</p> <p>インターンシップ参加生徒の割合が全国平均の半分程度であることが課題であるとする。県内に企業が少なく、インターンシップに行きにくいことが一因と思う。インターンシップの割合を上げることには、受入れ先の問題の他に生徒の時間的な制約もあるとする。</p>
------------------	---

県教委の 考え方	<p>○県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップについて</p> <p>令和3年度にインターンシップの参加生徒数の割合が低くなった一番の原因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためと考えている。しかし、キャリア教育において、インターンシップの実施は重要であることから、参加率の向上に向けて、令和4年度から各高校の中期目標にインターンシップ参加率の項目を設定し、重点的に取り組むよう求めている。</p>
-------------	---

(2) 社会に役立つ実学教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	デュアルシステム、インターンシップの実施	インターンシップ参加生徒の割合の増加	16.3% (R1)	12.8%
	②	専門教育の教育内容及び設備の充実	定性的目標	専門高校3校に技術革新に対応した機器の整備	専門高校6校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備
	③	産業界との連携	協力企業数の増加	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業2社	同2社
現状と課題	<p>昨年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターンシップについて実施が難しい状況にあるが、受入企業等や学校において対策を講じながら可能な範囲で実施し、インターンシップの推進を図る。</p> <p>また、専門高校6校において、デジタル化に対応した設備の整備を行った。引き続き、工業・農業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、施設・設備の充実に取り組む必要がある。</p> <p>産業界との連携については、令和2年度から企業2社の協力を得ている。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。(再掲)	インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	12.8%	
	②	「職業人材を育成するための教育設備整備事業」として、専門高校においてデジタル化対応装置の環境を整備する。	デジタル化に対応した産業教育装置の整備	デジタル化に対応した産業教育装置の整備	
	③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。	デジタル教材e-learning受講率の増加	11.3%	
成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和3年度にインターンシップを実施した全日課程の県立高等学校は77.1%にとどまった。また、在学3年間でインターンシップに参加した生徒の割合についても12.8%となり、令和元年度と比べて減少した。今後も引き続き、対策を講じながらインターンシップの推進を図る。</p> <p>産業教育に関わる学校へデジタル化に対応した産業教育設備を導入し、最新の機器で実習することができた。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、先端技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。</p> <p>企業が作成したデジタル教材のe-learningを活用することで、生徒は企業で実際に行われている研修内容を、自分のペースで学習することができた。今後は、より多くの生徒が活用できるよう、e-learningを事前学習に取り入れるなど授業での活用について更なる検討が必要である。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■実学教育の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校だけの実学教育には限界があるので、産業界や大学との連携が必要と思う。県内には連携企業が少ない現状があるが、高等専門学校や大学といった高等教育機関との連携を考えてもよいのではないか。各種コンテストへの出場、資格試験に取り組むと同時に大学や高専への進学指導も必要と考える。 ・奈良県の産業との関連で、吉野にはフォレスターアカデミーがあり、非常によい。県の産業振興にもつながり、昨今のカーボンニュートラルの推進にもつながる。このように様々なところと連携しながら是非推進して欲しい。 ・専攻科をつくるというのは、その先を見せるということが非常によいと考える。就職先や奨学金制度等、いかに魅力的に見せるかということが専攻科の成功する秘訣である考える。 ・「社会に役立つ実学教育の推進」部分を進めることで、高校の魅力化の課題が解決するという構造を含め、施策を横断的に推進していただきたい。
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○実学教育の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業だけでなく、高等教育機関と連携を進めることは、キャリア教育としても重要な視点であると考ええる。そのため、令和3年度では、大学と連携し、大学教員や大学生を高校に招き、ワークショップを実施する予定であったが、コロナ禍のため中止となった（吉野高校）。また、教員対象ではあるが、大学の教員による講演会を実施し、実学教育の進め方について、研修会を開催した（王寺工業高校）。今後は、生徒対象のものも実施したいと考えている。 ・実学教育の推進にあたっては教育委員会としても新たに高校の専攻科に取り組んでいる。フォレスターアカデミーと場所を同じくする奈良南高校には、建築と土木の専攻科を置いた。また、宇陀高校には介護福祉等に関する専攻科を置いている。これら学と職を密接に接続したような教育機関を新たに設置したところである。現状としては、生徒の募集について課題があり、今後、広報に努めていきたいと考えている。
--	---

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(1) 地域との連携・協働推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	
			現状(R2)	現状(R3)
①	地域学校協働活動の充実	定性的目標	地域学校協働本部整備率 67.7%	68.6%
②	県立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進	全校で設置	導入率22.7%	33.3%

実現目標

現状と課題

地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は68.6%であり、令和2年度から0.9ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。

県立学校のコミュニティ・スクールの導入率は33.3%であり、令和2年度から10.6ポイント上昇した。なお、県内全公立学校の導入率は35.0%となっており、全国平均とほぼ同じ数値となっている。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたが、令和4年度末までに全ての県立学校において設置することを目指し、更なる積極的な支援を行う必要がある。

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	市町村担当者会議や訪問等において、地域学校協働活動推進員等の重要性を周知するとともに、推進員等の理解や資質向上を目的とした連絡会の開催により、地域学校協働活動の一層の充実を図る。	地域学校協働本部整備率の増加(前年度比)	68.6%
②	県立学校に学校運営協議会を設置する。	導入率35.0%	33.3%

令和3年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

成果と今後の展開

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、年2回の開催を予定していた地域学校協働活動推進員等連絡会が1回のみ開催となった。しかし、参加者にとっては、学校と地域の「協働」に対する理解を深め、情報交換によって新たな視点を得る機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要であることを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。

各県立学校への訪問を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設置準備に遅れが生じた。令和4年度末までに全ての県立学校において設置できるよう、一層の連携を図りながら準備を進めていく。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について（再掲） 高等学校の魅力化と関わり、学校運営協議会やコンソーシアム等による、地域協働を通じた取組改善の状況について教えていただきたい。</p>
---------------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について（再掲） 令和4年度から、各高校のスクールポリシー等は、よりよい学校づくりを目指して、学校運営協議会やコンソーシアム等において協議し、多様な意見を踏まえ、決定するようにしている。 学校運営協議会においては、学校と地域の連携・協働について生徒が積極的に参加することや、学校が地域の教育資源をどのように活用するか、学校の特色をどのようにアピールするかなど、様々な議論が進められている。その結果、多くの高等学校においては授業の一環として、教育課程に位置付けた地域との協働活動の計画・実施が増加しており、協働相手も学校・学科・コースに応じて、高等教育機関、小・中学校、企業、福祉施設、行政機関など多岐にわたっている。 今後も、生徒たちが積極的に地域で学ぶ場面がさらに増加することで、県立学校の特色づくりにつながることを期待している。</p>
--	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(2) 地域社会に貢献する人材の育成

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	「郷土学習の手引」の活用	活用件数の増加	-	追加事例の作成・周知
	②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良TIME」の充実	各校の実践事例をまとめた冊子の作成	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布
	③	主権者教育の推進	地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用	-	選挙管理委員会等との連携
現状と課題	<p>「全国学力・学習状況調査」によると、今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりの希薄化が進んでいる。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。</p> <p>県内の義務教育諸学校に対しては、県内各地域の自然や歴史文化資源などを生かした学習が進められるよう、「郷土学習の手引」の追加事例を作成・周知した。高等学校に対しては、各校で進められている「奈良TIME」の実践をまとめた冊子の追加事例を配布した。</p> <p>また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、選挙管理委員会等の外部機関と連携を図り、主権者教育を推進した。</p>				
令和3年度 の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現 目標のNo. と対応	①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	活用件数の増加	追加事例の作成・周知	
	②	「奈良TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布	追加事例集を全県立高等学校に配布	
	③	令和4年度からの科目「公共」の実施に向けて、教員向けの研修講座を開催する。	年2回の講座の開催	年2回の講座の開催	
成果と今後の展開	<p>「郷土学習の手引」の事例を増やした。また、県教育委員会Webサイトに掲載し、県内全小・中学校で活用できるようにした。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。</p> <p>「奈良TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和4年度より、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を教科等研究会とともに検討し、生徒の「奈良TIME」の取組の一層の充実を図る。</p> <p>令和4年度から新科目「公共」の授業が始まるにあたり、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。令和4年度から、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やICT機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、主権者教育の更なる充実を図る。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■郷土学習について ・教材開発のほか、外部講師の招聘の状況はどうか。 ・奈良商工会議所の「奈良まほろばソムリエ検定」なども大変有意義であり、連携について検討していただきたい。</p> <p>■主権者教育について 成年年齢の引き下げに関連して、消費者教育に注力するとともに、消費者庁との連携を進めていただきたい。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○郷土学習について ・県立高校では、平成25年度から入学する全ての生徒を対象に、郷土奈良の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良TIME」を、総合的な探究の時間などで35時間を基準として実施しており、その際、外部講師による講義やサポートを受けながら学んでいる。各学校の取組を今後も共有し、よりよい郷土学習につなげたいと考える。 ・小・中学校、義務教育学校については「郷土学習の手引」を作成し、各市町村教育委員会へ冊子の配布とWebページでの掲載を行っている。</p> <p>○主権者教育について 平成30年度から知事部局の消費・生活安全課と連携して、消費者庁等が推進する「社会への扉」を活用した授業を、各校において実施している。消費者庁がWebページに掲載しているQ&Aを引用し、チラシの配布を行った。</p>
--	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(3) グローバル人材の育成

(3) グローバル人材の育成					
実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進	定性的目標	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施(R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施
	②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供	定性的目標	海外留学フェアを開催(R1)	海外留学フェアを開催
	③	県立国際中学校の設置	令和5年度開校	-	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施
現状と課題	<p>グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められている。</p> <p>そのため、外国語で積極的にコミュニケーションを図るための資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。</p> <p>また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中学生14名が参加した。</p> <p>なお、令和5年度に開校する県立国際中学校について、国際バカロレア認定を目指し、教育内容等の検討を進めている。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。	英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 100% 高等学校 75%	中学校	55.8%
	① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。	セミナー参加者の満足度 90%以上	高等学校	57.0%
	③	県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、教育内容等を検討する。	開校準備委員会の実施		100%
③				4回実施	
成果と今後の展開	<p>令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、授業中の言語活動が制限されたため、生徒による言語活動の時間の割合が減少した。制限は緩和されつつあるので、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準まで言語活動の割合が回復するよう、取組を進めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒の数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。</p> <p>県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、学校説明会を開催し、これまでに検討した教育内容を広く公表するなど、生徒募集に関する取組を進めていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■グローバル人材の育成 グローバル人材の育成を行うためにはよい指導者の確保・育成が第一であると考えているが、よいALTの確保とともに、民間業者との連携やオンラインを活用した教育も有用と考える。</p> <p>■英語指導力向上研修と目標値の関係 取組内容「英語指導力向上研修の実施」にかかるR3目標値とR3現状値の間かなりの乖離が見出される点について、R3目標・目標値の設定の理由と、これを達成できなかった理由はどうか。</p>
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○グローバル人材の育成 現在、県域で取り入れている生徒に対する民間業者との連携やオンラインの活用例はないが、英語指導に関する指導者育成において、教員研修に実績ある民間企業に委託し、グローバル社会で求められる英語コミュニケーション能力を育成する英語授業充実のための研修を実施している。また、グローバル人材の育成につながる取組として、海外の大学等高等教育機関への進学という進路選択を生徒に情報提供するため留学キャラバン隊事業を民間団体に委託し実施している。</p> <p>○英語指導力向上研修と目標値の関係 目標値（授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合が50%以上と答えた英語科担当教員の割合）については、H29年度の時点での達成値（中：52.3%、高：57.0%）を基にR3年度までの目標値を定めている。新型コロナウイルス感染症の影響により、授業中の言語活動が制限されたため、目標値と達成値の乖離につながっていると考える。制限は緩和されつつあるので、改善に向けた取組を進めていく。</p>
--	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(4) 社会教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加	13人	15人
現状と課題	<p>社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。</p> <p>令和3年度は全3回実施し、令和2年度より2名多い15名の参加があった。その中には、過去の受講生5名の参加もあり、社会教育関係者のつながりをより広げることができた。</p> <p>今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。</p>				
令和3年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。	受講修了証発行数の増加(前年度比)	15人	
成果と今後の展開	<p>社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%で、ICTを活用した研修を実施したことにより、オンデマンドの手法を取り入れて研修を行う市町村もあった。今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評価意見	<p>■市町村の社会教育関係者によるネットワークのゴールイメージ</p> <p>地域学校協働活動に向けた、市町村の社会教育関係者によるネットワーク構築の着想は重要と共感する。今次大綱の期間終了時、県教育委員会の条件整備として「ネットワーク構築」の具体をどのようにイメージしているのか。</p>
------	--

県教委の考え方	<p>○市町村の社会教育関係者によるネットワークのゴールイメージ</p> <p>社会環境が激しく変化する中、今後の社会教育には、「地域コミュニティの維持・活性化への貢献」「誰一人取り残さない社会の実現のための社会的包摂への寄与」「社会の変化に対応した学習機会の提供」など幅広い役割が期待されている。その役割を果たすため、研修講座等を通して、各市町村の社会教育担当者の資質向上とネットワークの構築を図っている。</p> <p>今後、市町村の社会教育関係者を中心として、地域学校協働活動を活性化させるなど、多くの幅広い層の地域住民や団体等の参画を促し、緩やかなネットワークを形成しながら、子どもたちの成長を地域全体で支える仕組みにつなげたいと考えている。</p>
---------	---

(1) 学校教育における人権教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進	定性的目標	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係性を定めている学校65.5%	73.8%
	②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実	研修参加者の満足度90%以上	97.0% (R1)	97.0%
	③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成	人権教育学習資料の活用率の増加	71.2%	69.3%
現状と課題	<p>各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」(以下、「基本方針」)や新しい「人権教育推進プラン」(以下、「推進プラン」)との関係を定めている学校の割合は、令和2年度から8.3ポイント上昇しており、平成31年3月に「推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各種教職員研修における参加者の満足度は97.0%と、目標を大きく上回った。人権教育学習資料集『なかまとともに』(以下、『なかまとともに』)の活用率は、令和2年度から1.9ポイント下がっている。</p> <p>人権に関する課題は多様化・複雑化しており、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっていることを踏まえ、人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	「人権教育についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数50回以上	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数36回	
	①	ライフステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。	研修参加者の満足度90%以上	研修参加者の満足度97.0%	
	②	すべての学校で部落問題学習を展開するための教職員向けリーフレットを活用した研修を実施する。	研修へ参加する学校の割合90%以上	41.3%	
	① ②	部落問題学習の具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し県内の全小学校に配布する。	県内全小学校への資料配布	県内全小学校への資料配布	
Naは実現目標のNo.と対応	③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。	「なかまとともに」活用率75%以上	69.3%	
成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、学校等への指導主事派遣数は少なかったが、ライフステージに応じた各種研修を通じて「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容の講義等を実施した。また、指導助言等において『なかまとともに』に掲載されている教材の紹介や、教材に即したワークシートの提供等を行った。今後、学校訪問や各種研修講座において、より多くの学校において「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育が推進されるよう、「推進プラン」に即した指導助言を行うための指導主事派遣に取り組む。あわせて、『なかまとともに』の活用が進むよう、教材の紹介はもとより、展開例やワークシート等を積極的に提示する。全ての学校、教職員が部落差別についての理解を深め、その解消に向けた教育内容の創造を図るためのリーフレットを作成・配付するとともに、リーフレットを活用した教職員研修を3回実施した。今後、学校における部落問題学習の更なる充実・発展を図るために、具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し、活用についての研修を実施する。</p>				

(2) いじめ・不登校等への対策

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底	定性的目標	方針の周知	方針に基づく取組の徹底
	②	「いじめ防止強化月間」の取組推進	定性的目標	県立学校における試行的実施	県立学校における実施
	③	不登校児童生徒に対する学習の支援	定性的目標	-	支援の開始
現状と課題	<p>平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止対策を更に強化・推進する必要がある。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	②	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の改定	
	① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施	
	① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 解消率80%以上	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 R2解消率 県73.5% (全国77.4%)	
No.は実現目標のNo.と対応	③	不登校児童生徒に対して、オンライン等を活用した学習支援に係る教材を開発する。	開発した教材を活用した学習プログラムの作成及び実施	4教科73本の教材を作成し13人に実施	
成果と今後の展開	<p>「奈良県いじめ防止基本方針」の周知を行い、県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。令和3年度未現在、多くの県立学校で方針の改定を終えたところである。保護者や地域住民が容易に内容を確認できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校Webサイトに掲載するなど、引き続き全ての県立学校で改定されるよう取り組んでいく。</p> <p>また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施したことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向けた取組を推進していく。</p> <p>さらに、オンライン等を活用した学習支援については、4教科73本の教材を作成し、学習に不安を抱える不登校児童生徒へ支援を行うことができた。今後、作成した教材を活用した学習プログラムを作成し、より多くの児童生徒の支援につなげていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■いじめ・不登校等への対応について いじめ・不登校等への対応は、子どもに対してしっかりと保障していくべき部分であり、今回の取組の中でも最も大切なところである。特に新型コロナウイルス感染症拡大を受け、今までとは異なる形のいじめ・不登校への対応が求められている。これらを認知の上で解消を図るため、また、学校が問題に感度を高めた取組をするために、県教育委員会ではどのような手立てや促進を図っているのか。</p>
---------------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○いじめ・不登校等への対応について 早期発見・早期対応について、令和2年度の奈良県のいじめ認知件数は、1,000人当たり全国の39.7件に対して52.5件と非常に高い。認知することが非常に大事な第一歩であることを認識しながら進めている。令和3年度には例年6月30日に行っているいじめアンケートに加えて、12月もいじめやハラスメントのない学校にするために「人権を確かめあうアンケート」を実施した。令和4年度については、「こころと生活に関するアンケート」と「いじめに関するアンケート」を統合して、6月に「こころといじめのアンケート」を実施した。小学校3年生以上についてはオンラインで、1・2年生については質問紙を別途用意して分かりやすく質問した。 研修については、初任者から管理職までを対象にした研修講座を幅広く実施し、研修会では「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を使用して、より分かりやすく指導・助言を行っている。 スクールカウンセラーについては、本県において全ての公立中学校あるいは公立義務教育学校、県立高等学校の全校に配置し、公立小学校においても20校にスクールカウンセラーを配置し、配置していない学校に関しても、中学校区内で小学校からの相談に応じる体制を整えている。スクールソーシャルワーカーについては、現在、県教育委員会に9名配置し、学校及び市町村教育委員会に派遣をしている。早期発見・早期対応と同時にきめ細かな対応をしていくことで子どもたちに安心感を与え、また、気軽に相談してもらえるような環境づくりを今後も徹底していきたいと考えている。</p>
--	--

(3) 特別支援教育の推進

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施
	②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加	個別の教育支援計画作成率70.5% 個別の指導計画作成率81.4%	個別の教育支援計画作成率85.4% 個別の指導計画作成率87.5%
	③	特別支援教育に関する研修会の実施	実施回数の増加	研修を実施した小・中学校の割合75.5%	研修を実施した小・中学校の割合80.5%
※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率					
現状と課題	<p>子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を提示し、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えた。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、主体的に取り組めるよう事前学習を行うなどして内容の充実が図られている。</p> <p>通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。個別の教育支援計画の作成率は令和2年度から14.9ポイント、個別の指導計画の作成率は令和2年度から6.1ポイント上昇した。</p> <p>特別支援教育に関する研修会を実施した小・中学校は令和2年度から5.0ポイント上昇した。全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるとともに、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能を強化するため、さらに研修等の充実を図ることが必要である。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	活動のねらいや内容等について理解を深める事前学習や、活動を振り返り児童生徒の相互理解に係る事後学習に取り組む。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした事前・事後学習の実施	特別支援学校教員等による障害特性の理解を深めるための事前学習等の実施	
	②	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 70.5%→85.4 (R2)(R3) 個別の指導計画作成率 81.4%→87.5% (R2)(R3)	
	③	特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校）の増加	研修を実施した小・中・高等学校の割合 72.7%→76.2% (R2)(R3)	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒または、教員を対象に、障害特性の理解を深めるための事前学習等を行うことができた。今後も計画的に交流及び共同学習の機会を設け、さらに、児童生徒同士が相互理解して互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう活動内容の充実を図っていく。</p> <p>障害のあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。</p>
-----------------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■特別支援教育の推進における評価と今後の展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施にあたり、事前学習を行うことは達成されていると思うが、「内容の充実」に向けてその取組の評価は行われているのか。 ・事前学習の取組の評価を行う、また事後学習を通じての意識や行動の変容を見ていくことも今後必要だと考える。 <p>■個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく」とあるがどのようなことを予定しているのか。 ・G I G A 端末などを効果的に活用し、学びの履歴などを参考に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に活かしていくなどの取組も可能性があると思う。記録装置としての活用や、どこに困難を感じているのかということを見ていく際に有効であると思う。それを見るために、こういったところで記録を残させるのかという発想で考え、進めていくことが重要であると思う。 <p>■研修会の成果について</p> <p>「研修会等で交流及び共同学習の意義を伝えた」とあるが、反応はどうだったのか、どのような要望があったのか。加えて、それらの意見をどのように活かしていくのかということが重要である。</p> <p>■「全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深める」ために</p> <p>小学校教員が通級指導に関わるなどの教員の異動はあるのか。</p> <p>■特別支援教育の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒または、教員を対象に、障害特性の理解を深めるための事前学習等を行うことができたとあるが、特別支援学校の教員は足りているのか。また、そのような時間があるのか。 ・特別支援学校の教員が出向くよりも、小・中学校の教員が特別支援学校に出向き、研修する方が効率的だと思う。
----------------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○特別支援教育の推進における評価と今後の展開について 事前学習後の小・中学校の児童生徒から「ちょっとした支援で自分にもできることがあることを知った。」等の意見があった。小・中学校の児童生徒が、事前学習を基に特別支援学校の児童生徒と一緒に楽しめる活動を企画したり、特別支援学校の児童生徒が好きなキャラクターや動物の絵を描いた手作りの道具を準備したりする工夫があり、事前学習の取組が内容の充実に繋がっていると考えている。</p> <p>○個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について 特別支援教育担当者連絡協議会等において、市町村教育委員会に対し個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用の意義を確認したり、中学校から高等学校へ進学する生徒への支援を切れ目なく行うために個別の指導計画等の引継ぎを実施するよう通知したりしている。また、指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーによる学校訪問等を行い、個々の教育的ニーズに合わせた個別の指導計画等の作成や活用について具体的な助言を行っていく。</p> <p>○研修会の成果について 研修会後のアンケート調査では「交流及び共同学習は組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要で、心のバリアフリーの実現に向けて大きな意義がある。」「交流及び共同学習の事例を参考にして取り組みたい。」等の意見があり、各校において、研修会で学んだことを生かして交流及び共同学習の実践につなげていくことができると考えており、今後も実践事例の共有を図っていきたいと考えている。 市町村教育委員会の特別支援教育担当者や初任者、2年目の教員を中心に交流及び共同学習についての研修を行っている。研修では、障害種別で実践事例等を紹介するなどし、初任者や2年目の教員も実践しやすいよう工夫している。「事前学習で互いを知り、障害の特性の理解を深めて交流及び共同学習を行うことや、交流及び共同学習を実施した後の事後学習では成果を振り返り、課題を挙げて次回に繋げていくこと等、事前・事後学習の重要性を踏まえて取り組みたい。」等の意見が多数あった。</p> <p>○「全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深める」ために 小学校で通常の学級を担当していた教員が、特別支援学級や通級による指導の担当になることがある。通級による指導を受けている児童生徒にとって、通常の学級においても学びを充実させることが重要であるため、全教職員の共通理解が必要であると考えている。</p> <p>○特別支援教育の研修について 特別支援学校はセンター的な役割も担っており、これまでも、地域の小・中学校の教員等を対象に研修会等を実施している。 小・中学校の教員が特別支援学校に出向いて研修会等を実施することもある。</p>
---------------------	---

5

地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	
			現状(R2)	現状(R3)
①	一人一人に応じた日本語指導の実施	定性的目標	教職員対象の研修 年2回開催	年2回
②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実	満足度 90%以上	98.4%	97.5%
実現目標				
現状と課題	一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を、令和2年度と同じく2回実施した。また、多文化共生の考え方に基づく教育や日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は97.5%であり、令和2年度をわずかに下回った。今後、一層加速するグローバル化の流れを鑑みると、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。			
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
			R3目標・目標値	R3現状値
①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。	派遣時間数 200時間以上		128時間
①	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上		97.5%
②				
①	地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。	研修参加者のべ150人以上		51人
②				
②	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。(再掲)	「なかまとともに」 活用率75%以上		69.3%
令和3年度 の取組				
No.は実現 目標のNo. と対応				
成果と今後の展開	<p>地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受入れ人数の増員を図るため、既存の日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師（日本語教師）をのべ128時間派遣した。今後、外国人の入国制限緩和により、奈良県においても外国人が増加することを想定し、既存の日本語教室に対する講師（日本語教師）派遣時間数を増やし、日本語教室の生徒の日本語学習機会を確保する。</p> <p>日本語指導者（ボランティア含む）の指導力の向上、ひいては地域日本語教室の質の向上を図るため、指導者育成研修を4回実施、参加者はのべ51人であった。今後は、受講対象者を教職員にも拡大し、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した研修を構築していく。あわせて『なかまとともに』を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■日本語指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域日本語教室における人材不足を解消」と関わって、支援環境としてICTの翻訳機能の活用などは考えているのか。 ・人材不足が課題である場合、支援環境や学習環境（教材にサブタイトルを入れるものを用意する）などできるところから進めていくこともあるのではないかと。 <p>■多文化理解の教育について</p> <p>日本語を指導することと、日本文化に馴染んでもらうこと以外に、外国に繋がりのある子どもたちがもっている文化を、日本の子どもたちがどう理解していくか、相手の文化をどのように学ぶかという点についても今後、検討していただきたい。</p>
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○日本語指導について</p> <p>これまでに、県の補助金（奈良県「子どもの学び場づくり」支援事業補助金、平成30年度まで）を活用して翻訳・音声機能付き電子辞書を購入し、日本語指導に活用している地域日本語教室があることは把握しているが、学習者と実際に対話しながら指導することの効果にも鑑みて、県では、日本語を指導できる人材の育成を目的とした施策（専門講師の派遣、指導者育成研修の実施、相談窓口の設置など）を展開している。</p> <p>今後も県内の地域日本語教室等の実態の把握に努め、適切な支援の在り方について検討していく。</p> <p>○多文化理解の教育について</p> <p>現在、地域日本語教育については、「生活者としての外国人」のための日本語教育体制整備事業を実施している。地域の日本語教室への専門講師の派遣、指導者育成研修の実施、相談窓口の設置等、学習する生徒と実際に様々な対話を通して指導できる人材の育成を進めている。</p> <p>これまでも地域の日本語教室等において、互いを尊重し合える場づくりに取り組んできたが、多様な文化の相互理解等、共生社会の実現に向け、学校教育あるいは社会教育、地域教育に関わって適切な支援の在り方を検討したいと考えている。</p>
--	--

IV 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜 粹

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

(目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

(点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

(推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課(室)長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課(室)及び教育研究所の課(室)長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

(点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課(室)及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、教育政策推進課がテーマに係る課(室)及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

(点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

(第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

(点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

(点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載するほか、リーフレット「学校教育の充実のために」にも概要を掲載し公表する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

教育評価支援委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

(組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策推進課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。